

国民健康保険制度について

(令和 7 年度山陽小野田市国民健康保険運営協議会第 1 回会議 資料)

目次

1	医療保険制度-----	1 頁
(1)	「国民皆保険制度」及び「医療保険制度の体系」-----	1 頁
(2)	保険診療の流れ-----	2 頁
(3)	各医療保険制度の比較-----	2 頁
(4)	各医療保険制度の給付費の規模-----	3 頁
(5)	医療保険制度間の財源調整-----	3 頁
2	国民健康保険の財政-----	4 頁
(1)	国民健康保険の財政運営の仕組み-----	4 頁

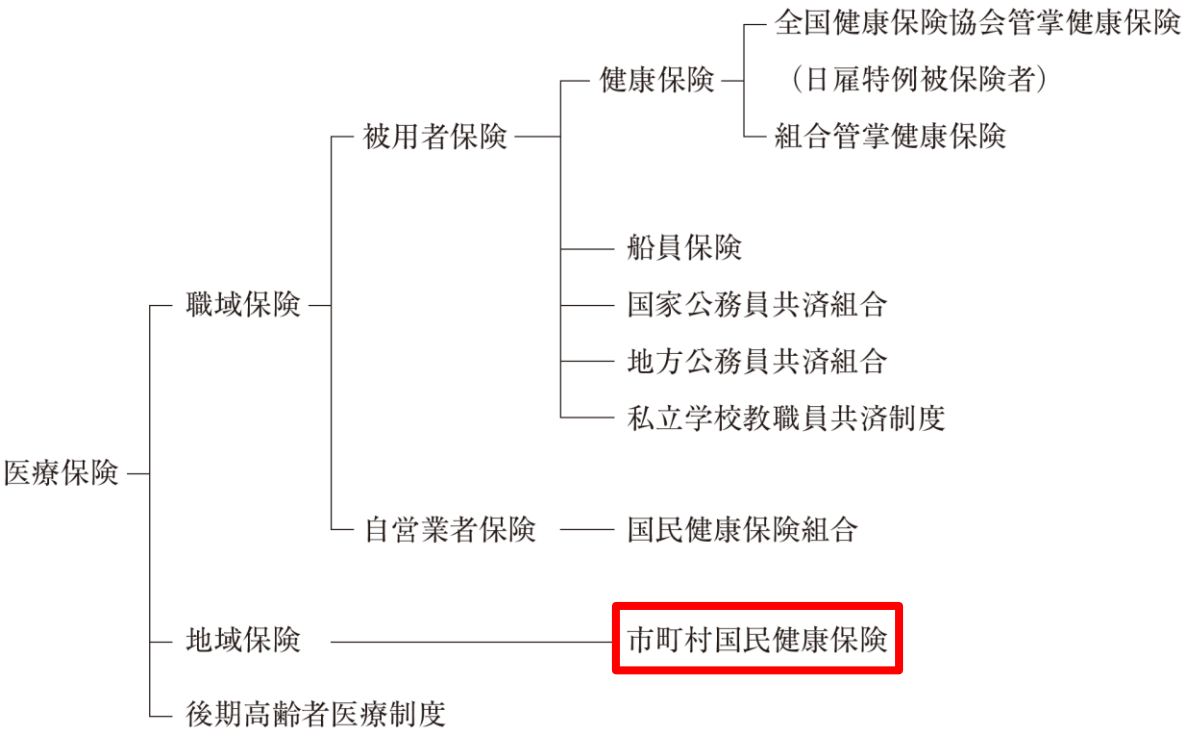
1 医療保険制度

(1) 「国民皆保険制度」及び「医療保険制度の体系」

昭和 33 年の新国民健康保険法の制定により、昭和 36 年以降、全ての市町村及び特別区において、国民健康保険事業の実施が義務づけられ、『国民皆保険』が達成されています。

これにより、全ての国民が何らかの医療保険制度に加入し、病気やけがをした場合には、医療保険により必要な給付を受けられます。

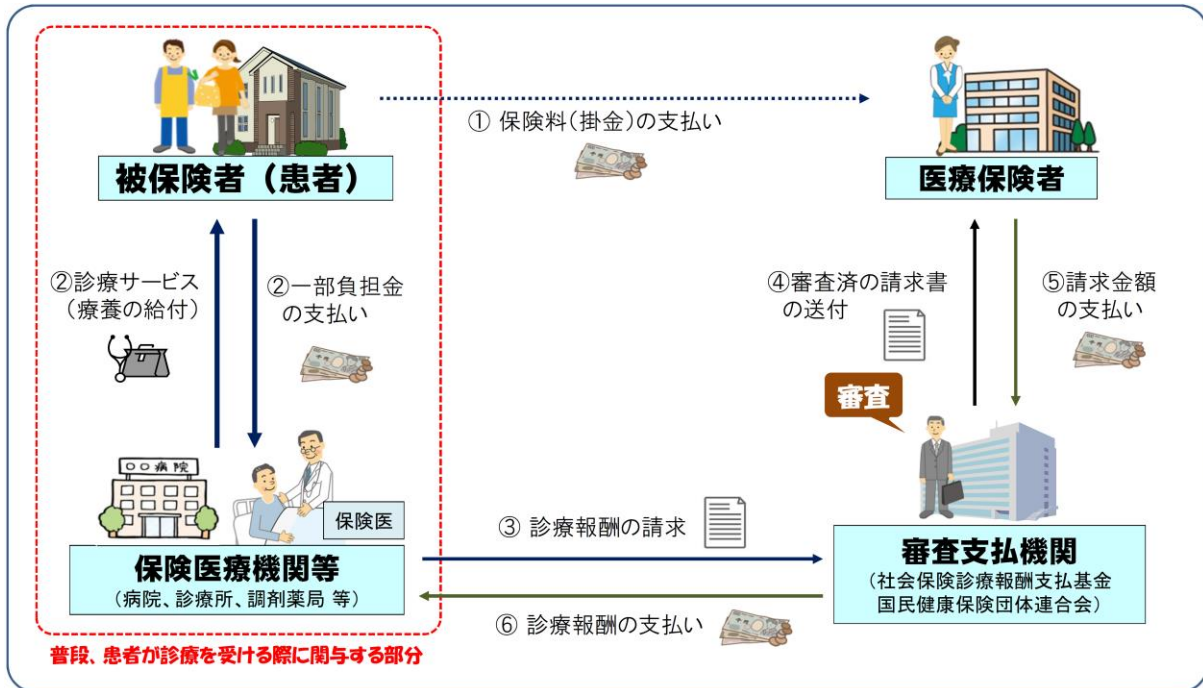
[医療保険制度の体系図]



※山口県・山口県国民健康保険団体連合会「国保事務担当初任者研修会テキスト」を加工

(2) 保険診療の流れ

保険診療における流れは、次のようになっています。



※厚生労働省ホームページ「我が国の医療保険について」から引用

(3) 各医療保険制度の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和5年3月末)	1,716	1	1,383	85	47
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	3,944万人 (被保険者2,480万人 被扶養者1,464万人)	2,820万人 (被保険者1,655万人 被扶養者1,165万人)	982万人 (被保険者574万人 被扶養者409万人)	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年度9月末)	✓ 54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳	82.8歳
65～74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%	1.4%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和4年度)	✓ 40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円	95.6万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和4年度)	✓ 96万円 (一世帯当たり 143万円)	175万円 (一世帯当たり(※3) 279万円)	245万円 (一世帯当たり(※3) 418万円)	246万円 (一世帯当たり(※3) 430万円)	93万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和4年度)(※4) ＜事業主負担＞	✓ 9.1万円 (一世帯当たり 13.6万円)	12.5万円＜25.1万円＞ (被保険者一人当たり 20.0万円＜39.9万円＞)	13.9万円＜30.4万円＞ (被保険者一人当たり 23.7万円＜51.9万円＞)	14.4万円＜28.7万円＞ (被保険者一人当たり 25.3万円＜50.5万円＞)	7.9万円
保険料負担率	✓ 9.5%	7.2%	5.7%	5.8%	8.6%
公費負担	給付費等の50% ＋保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% ＋保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和6年度予算ベース)	4兆1,353億円 (国2兆9,819億円)	1兆1,344億円 (全額国費)	1,253億円 (全額国費)		9兆3,232億円 (国5兆9,227億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である(令和4年度税制に基づき算出)。

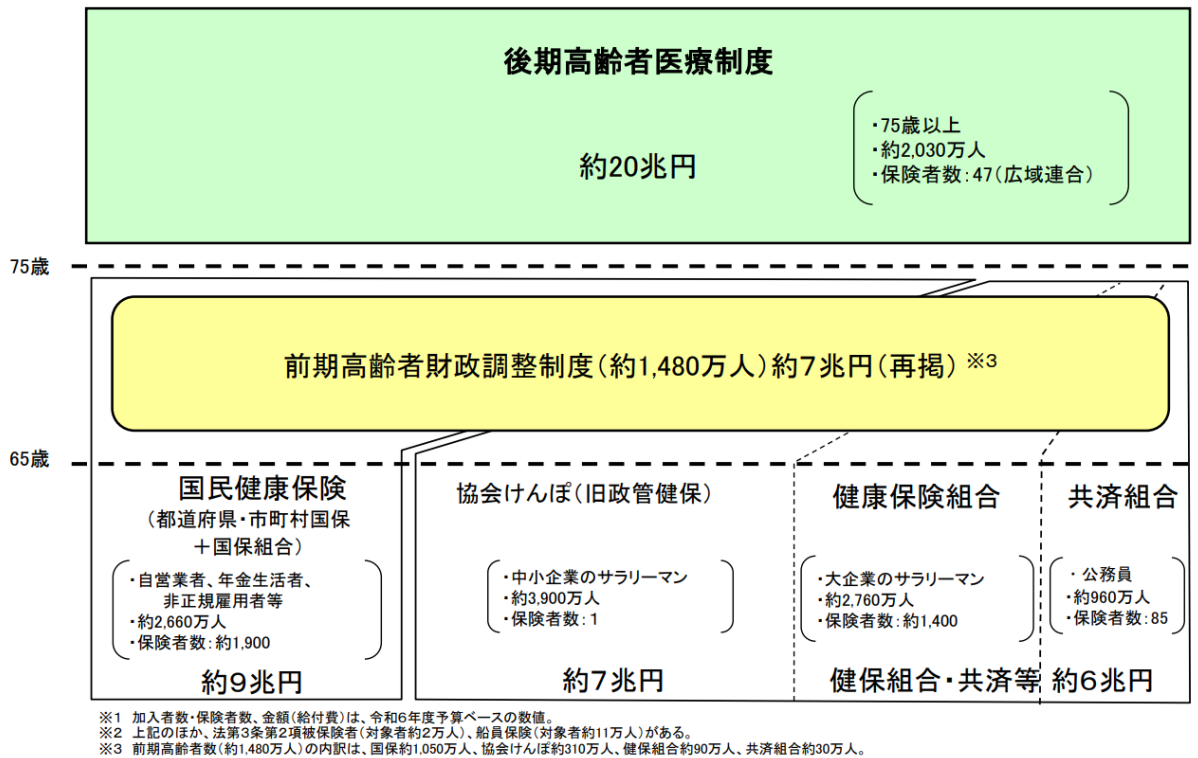
(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

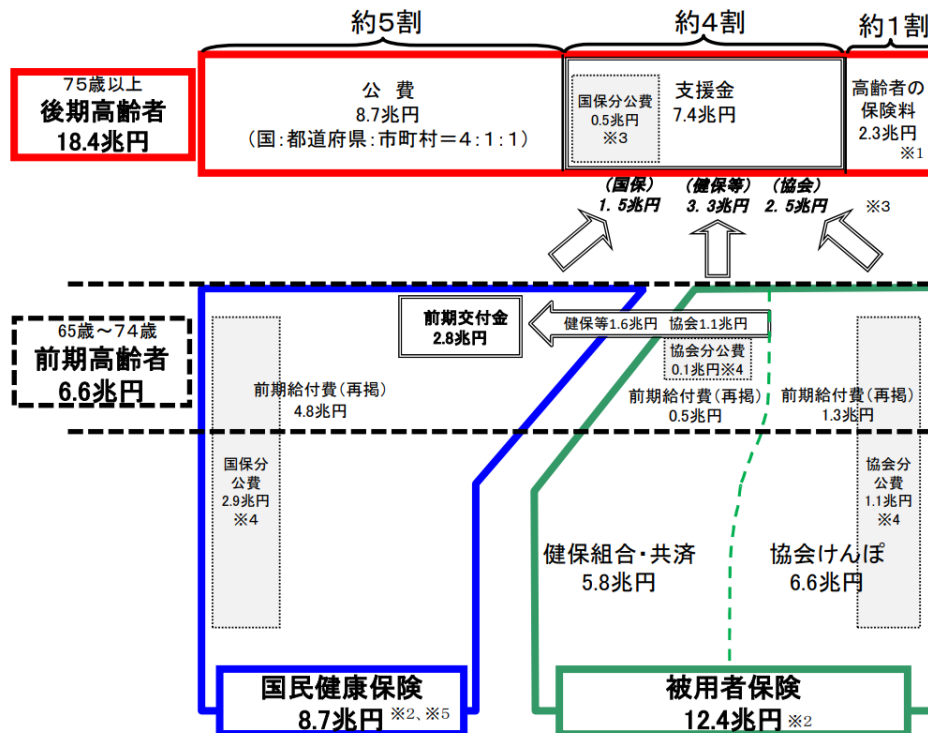
※厚生労働省ホームページ「我が国の医療保険について」を加工

(4) 各医療保険制度の給付費の規模



※厚生労働省ホームページ「我が国の医療保険について」から引用

(5) 医療保険制度間の財源調整(医療給付費・令和6年度予算ベース)



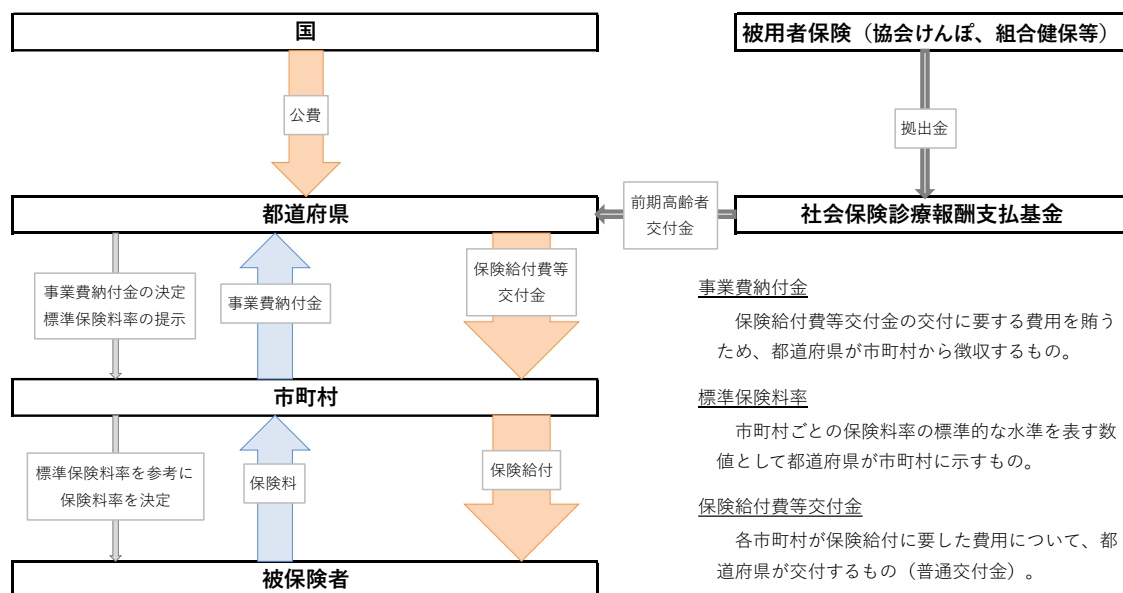
※厚生労働省ホームページ「我が国の医療保険について」から引用

2 国民健康保険の財政

(1) 国民健康保険の財政運営の仕組み

平成 30 年 4 月以降、市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担っており、財政運営の仕組みは、次のようになっています。

〔保険給付に係るもの（医療分）〕



〔後期高齢者医療、介護保険に対する拠出金に係るもの（後期高齢者支援金分、介護納付金分）〕

